

基安労発1102第2号

平成27年11月2日

別記 関係都道府県労働局労働基準部

健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

特定緊急作業従事者等（国の援助対象者）に対する
平成27年度がん検診等の実施について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（電離放射線障害防止規則第59条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業（平成23年厚生労働省告示第402号）で定める緊急作業。以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事した労働者については、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日策定。以下「指針」という。）に基づき、事業者は、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超えた者（以下「特定緊急作業従事者等」という。）に対し、その被ばく線量に応じて、おおむね1年ごとに1回、がん検診等を実施するとされている。また、指針では、国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者等の一定の要件を満たす者（以下「援助対象者」という。）に対し、がん検診等の検査等に要する費用の全部又は一部を援助するとされている。

今般、今年度の援助対象者を別添のとおり選定したので、平成24年9月14日付け基安発0914第1号等に基づき、がん検診等の実施について遺漏なきを期されたい。

実施に当たっては、契約医療機関に依頼する際の例文（例文1）を参考とするとともに、契約医療機関から援助対象者へ受診を案内する際に労働局からの受診勧奨文（例文2）を添付する、期日までに受診申込みのない援助対象者に対しさらに労働局から働きかける等により、受診が促進されるよう、また、援助対象者が「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」の未交付者である場合は交付申請を勧奨するようお願いする。

なお、先の国会において援助対象者のがん検診等の受診率が低いことが問題視さ

れ、厚生労働大臣からも指示があったことから、特段の配慮をお願いする。

別記

北海道

青森

岩手

宮城

秋田

福島

茨城

栃木

埼玉

千葉

東京

神奈川

新潟

石川

福井

岐阜

静岡

滋賀

大阪

兵庫

徳島

福岡

佐賀

熊本

大分

鹿児島

(例文1)

契約医療機関あて

〇〇労働局

指定緊急作業従事者に対する受診のご案内及び勧奨のお願いについて

平成23年に行われた東京電力福島第一原子力発電所での指定緊急作業に従事し、作業で受けた線量が50mSv超の方（以下「援助対象者」という。）に対しては、国の費用でがん健診等の受診ができることになっています。

今年度の県内の援助対象者は、添付のとおりですので、各人に受診案内を行っていただきたくお願いいたします。この際、添付2の労働局からの文書を添付することにより受診勧奨していただきますようお願いいたします。

この健康診断は、作業従事から年月が経った後で発症する放射線による健康影響や疾病を早期に発見し、必要な措置を取ることで、援助対象者の健康を守るために行うものです。

現在健康であっても受診されるよう強くお勧めいただきたく、また、できるだけ受診しやすいよう機会を与えていただきますようお願いいたします。

(例文2)

健康診断対象者の皆様へ

〇〇労働局

緊急作業従事者に対する健康診断の受診について

平成23年に行われた東京電力福島第一原子力発電所での指定緊急作業に従事し、作業で受けた線量が50mSv超の方で要件に該当する方に対しては、国が指定した医療機関において、一般健康診断や白内障に関する眼の検査、甲状腺検査、がん検診等の検査を、一定の範囲で無料で受けることができます。

あなたはこの健康診断を受けられる対象者となっていますので、受診されますようお願いいたします。

この健康診断は、作業従事から年月が経った後に発症する放射線による健康影響や疾病を早期に発見し、必要な措置を取ることににより、対象者の健康を守るために行うものです。実際に疾病が発見された例もあります。

現在健康であっても受診されるよう強くお勧めします。

(手帳の未交付者に対する追記)

また、特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳の未交付者に対し、手帳の申請書を同封しています。この手帳には国が整備したデータベースに登録されている放射線被ばく線量、健康診断の結果などの情報が記載されており、全国に配置された支援窓口において、これら情報を手帳に追記することができます。健康診断や健康相談など国の援助が受けられる証となっていますので、ぜひ申請をお願いします。



